

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15					
1	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携 ① 【意見】経済部と環境部のさらなる連携が必要である。	経済活性化と環境保全は相反する目標として考えられてきた側面があるが、実際には相互に関連するものである。近年では経済活性化と環境保全を両立させるというグリーン成長という概念が主流となっており、環境問題を解決しながら同時に持続可能な経済成長を目指す取組が推進されている。持続可能な経済社会の構築に向けての取組が重要になるなか、経済部と環境部が同じ局にあり、互いに協調しながら課題解決にむけて事業を行っていくことがますます必要になってきている。 これまでに経済部と環境部で、SDGs及び産業団地造成の経済活性化と環境保全に関して会議を行った議事録があるかどうかを市に確認したところ、「未開催のため、提示できるものはない」との回答を得た。また、経済部企業誘致推進課の企業誘致活動では、広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等と連携することはあったが、環境部と連携を行って、環境配慮型企業の誘致促進を行う等の取組を行うことはなかった。SDGsや環境保全というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというものではなく、より自主的な取組が大切であり、経済部と環境部がそれぞれの業務内容の範囲を行うだけでは十分とは言えず、両部の連携が重要になる。 福山みらい創造ビジョンの市政運営の基盤づくりでは、簡素で効率的な組織体制を基本に、時代の変化に対応した政策の立案・実施や横断的な連携を行うことができる体制を構築するとある。令和5年度からは「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」を発足し、環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。 市では人口減少、地域経済の縮小及び環境問題等の課題を抱えている。今後も、持続可能な経済社会の構築に向けて、経済部と環境部の互いに協調を必要とする横断的な課題が増えていくことが想定されるなか、経済部と環境部のますますの連携が必要となる。	●	○				本市では「福山みらい創造ビジョン」に基づき「市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市」をめざす姿としている。各施策を総合的に推進する「新5つの挑戦」の中の「挑戦3 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」では、「循環型地域経済の形成」「多様な働き方と新たな人の流れの創出」「環境にやさしいまちづくり」などを推進しており、経済部と環境部をはじめ関係部署と総合的な施策として推進している。具体的には、2023年（令和5年）12月に立ち上げたグリーンな企業プラットフォーム事業では、環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を、経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。引き続き連携していく。	経済総務課	2024/9/27			

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
2	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携 ② 【意見】経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、議事録などの文書記録を残すべきである。	これまでは経済部と環境部は定期的に局部長会を開催し、情報共有や各種案件の議論を行っていたが、それらの議論についての議事録や議事要旨などの文書的な記録は残されていなかった。 議事録は会議で議論された内容や決定された内容等を記録し、会議の参加者や関係者で共有することを目的とする。会議の内容を議事録に残すことで、今後の方向性や業務の方針が明確化し、情報共有した全員が日々の業務に生かすことが可能となることから円滑な業務遂行に寄与する。 経済部と環境部で情報共有や各種案件の議論を行ったとしても議事録等がなければ、どちらの部署が次にどのような業務を行うべきかが明確にならない可能性がある。また会議の決定事項に関する責任の所在が曖昧になったり、過去の会議の流れを理解するのが困難になったりする等の弊害が生じるおそれがある。今後、経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、出席者の氏名、議題、議決事項等を議事録に記載し、それぞれの部内で共有する必要がある。		●	○			経済環境局内の連携のため、定期的に局部長会を開催し、情報共有や各種案件の議論を行っている。2024年（令和6年）4月より局部長会で協議した政策的案件については、協議資料に協議内容を反映させることで文書記録としている。 また、各プロジェクトについて進捗・方向性の確認等の情報共有をしている。グリーンな企業プラットフォーム事業の運営会議や担当者会議といった連携会議では議事録を作成している。今後も重要な会議においては議事録を作成していく。	経済総務課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
3	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携 ③ 【指摘】元町トライアングル広場の受動喫煙対策は関係部局が同じ認識を持ち課題解決を図る必要がある。			●			○	【ウォーカブルエリア内の路上喫煙対策状況】 ・喫煙所の整備（5箇所） ・条例周知看板、ポスター及び路面標示の掲出 ・路上喫煙防止パトロールの継続 （考え方） 世界バラ会議福山大会を控えている現在、ウォーカブルエリア、特に来訪者の玄関口となる福山駅周辺においては、分煙環境を整えインバウンドに対応した快適空間の創出に取り組んできた。 とりわけ、商店街関係者にも協力を求めるとともに、路上喫煙防止パトロールを継続して実施し、喫煙者に対する声掛けや喫煙所への誘導を行ってきたところであり、エリア全体では、ポイ捨てや路上喫煙者の数は、条例改正前と比べて減少した。 引き続き、福山駅周辺の活性化のために開催されるイベントなどに合わせて、喫煙に対するマナーやモラル向上に向け、環境美化や受動喫煙の対策など、これまでの取組を強化して実施する。	廃棄物対策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
4	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携 ④ 【意見】経済部と環境部の契約の相手方が同一である場合、互いに連携し総合的な視点で施設の在り方を検討することが大切である。	元町トライアングル広場の敷地は、経済部産業振興課の管轄であり、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」に該当し、コミュニティ施設用地が使用目的であることから商店街振興組合に無償で貸し付けている。 元町トライアングル広場の公衆便所及び集会所の建物は商店街振興組合により建てられたものである。トライアングル広場公衆便所維持管理業務は環境部の管轄であり、当該商店街振興組合に随意契約により委託している。その理由は「福山市と商店街振興組合が平成3年10月5日付けで締結した協定書に基づき、同組合が元町トライアングル広場整備事業により設置した便所を公衆便所と位置づけ、維持管理業務を委託するため競争入札に適しないものである。」とある。 元町トライアングル広場の土地の使用貸借契約書と公衆便所の協定書はいずれも平成3年10月5日に締結しており、相当の期間が経過するなかで社会情勢も変化している。今後も経済部と環境部が連携しながら、総合的な視点で施設の在り方について、時代に即した内容を検討することが大切である。	●	○				関係部署がより連携し、総合的な視点で施設の維持管理業務の在り方を検討する目的で、2025年（令和7年）4月に関係課会議を開催した。引き続き、社会情勢の変化にも留意しつつ、相互に連携して取り組む。	廃棄物対策課 産業振興課	2025/9/26	
5	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携 ⑤ 【指摘】経済部と環境部で事務処理の経験やノウハウをこれまで以上に共有しなければならない。	令和5年8月2日の中国新聞記事によると、環境部が所管の省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫の買い替え費用を補助する事業で、市内の42世帯に対して補助金計202万円を二重で交付するミスが発生した。二重交付は一世帯あたり3万円から5万円で2回目の補助金の振り込みを確認した市民からの問い合わせでミスが発覚した。環境部によると、申請者名や金額などを入力する会計システムで、補助金を支払い済みの世帯のデータが残っていたため、二重で払った。本来は支払い済みのデータを消去して作業する。受け付け済みと支払い済みの照合などを複数の職員でチェックしていたが、ミスを見過としたという。 市民や事業者に対しての補助金交付業務は、経済部ではこれまでに多くの実績を有しており豊富な経験やノウハウがあったため、過去の補助金交付事務に関して確認しながら作業を進めていたが、環境部において、補助金を支払う段階でのチェック機能が十分でなかった。 補助金の二重交付の問題が発生すると、納付書の郵送などの追加的なコストがかかるだけでなく、対象者への説明と謝罪のために多くの余分な時間がかかることになる。このような問題が二度と発生しないようにするために、経済部と環境部がこれまで以上に連携して事務処理マニュアルやチェックリストの共有や相互のコミュニケーションの強化等を行っていくべきである。	●	○				2023年度（令和5年度）に発生した事務処理ミスについては、2023年（令和5年）8月に再発防止に向け、原因や今後の対応策などを全庁で共有した。また、新たに補助事業を行う場合は、他部局の実施事例も参考にすることで、事務処理マニュアルやチェックリストを見直し、チェック体制を強化した。	環境総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
6	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ① 【意見】「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するべきである。	SDGs未来都市計画の「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」については、SDGsの推進を掲げている「福山みらい創造ビジョン」のKPIを中心に、経済、社会、環境に関連する項目を抽出し設定している。結果として、SDGs未来都市計画の「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない。「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない具体的な例は次の通りであり、いずれも福山市の重要な課題である。 「首都圏等から人や企業を呼び込む環境を整えること」 「人口減少・少子高齢化社会に的確に対応した施策」 「福山駅周辺のにぎわい再生などの都市基盤の整備を進めること」 「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画及び福山市総合戦略を一本化したもの）」は、2021年（令和3年3月）に策定した福山市の最上位計画であり、SDGsの推進を掲げるとともに、取組の方向性ごとにKPIと達成をめざす17のゴールを設定している。しかし、SDGs未来都市計画も独立した市の重要計画であることから、福山みらい創造ビジョンとの整合性を図りながらも、「今後取り組む課題」について「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するべきである。		●			○	福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。 計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	企画政策課	2025/3/7	
7	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ② 【意見】SDGs 未来都市計画には持続可能な開発目標の17 ゴールをバランスよく設定することが望ましい。	「福山みらい創造ビジョン」のKPIでは、持続可能な開発目標の全17ゴールを設定しているのに対し、SDGs未来都市計画のKPIでは、「貧困、飢餓、ジェンダー、水・衛生、不平等、海洋資源、陸上資源、平和」の項目については目標が設定されていない。この点に関して市に問い合わせたところ、「これらの項目に関して取組をしないということではないが、SDGs未来都市計画のKPIは福山みらい創造ビジョンのKPIのうち、「多様な主体が参画し、新たな価値を創造する『持続可能なまち』の実現」に向けた先導的取組である「福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組」を進めていく上で密接に関連するKPIを抽出し設定している」旨の回答を得た。しかしこれらの項目のみを抽出する合理的な理由が見いだせないことから、SDGs未来都市計画においても、持続可能な開発目標の全17ゴールを、包括的に設定することが望ましい。		●			○	福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。 計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	企画政策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
8	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ③ 【意見】ステークホルダーにとってわかりやすく、目標に対して十分なKPIを設定することを検討する必要がある。								福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。 計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	企画政策課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
		20	86	77	12	7	15			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。									
9	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ④ 【指摘】創業のKPIの設定においては、創業件数ではなく、施策の効果を表す数値を採用すべきである。	市が公表している令和4年度の創業件数は289件であり、そのうち44件は福山市役所の産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の件数である。福山市役所以外の245件は認定創業支援等事業計画に関連する機関が把握している件数であり、各種相談やセミナー参加者等に関する件数を含む。また、市が把握して公表しているのは件数のみであることから、特定の人が複数の各支援機関に相談した場合、創業件数が重複してカウントされる可能性がある。産業競争力強化法における創業の定義では、創業とは次に掲げる行為をいう。 ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。 ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。 ・会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。 一般的に、創業件数といえば、産業競争力強化法における創業の定義の通り、個人が新たに事業を開始したり、会社を設立したりすることの件数を想定する。市が公表している創業件数は、産業競争力強化法における創業の定義に基づいたものではない。 市では地域経済を活性化するために創業支援に取り組んでおり、福山みらい創造ビジョンやSDGs未来都市計画では創業件数の数値目標を掲げている。産業競争力強化法における創業の定義に基づく創業件数を抽出することが困難であるのであれば、施策の効果を表す別の数値を採用するべきである。	●		○		（措置予定）産業競争力強化法における創業の定義に基づく創業件数を抽出することが困難であるため、2025年度（令和7年度）に次期福山みらい創造ビジョンを策定する際に、施策の効果を表す別の数値を採用する。	産業振興課	2025/9/26	
10	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ⑤ 【意見】創業件数のゴールは過去の実績値を踏まえて、成功に向けて進むうえで動機づけとなるように設定しなければならない。	2021年度の創業件数の実績が246件で、2025年度のゴールが225件と過去の実績よりも将来のゴールの方が低いことになっている。このことについて担当課にヒアリングを行った結果、担当課の見解は次の通りである。 「2021年度の創業件数は実績値、2025年度は福山みらい創造ビジョン策定時点（2021年3月時点）の目標値を記載している。福山みらい創造ビジョン策定時点では、創業支援等事業計画における2021年度の目標創業者数を205件としていた。福山みらい創造ビジョンの策定にあたり、2021年から2025年にかけて1年あたりの創業件数の5件増加を目標としたため、2025年の目標値を225件としている。」 福山みらい創造ビジョン策定時の目標値をそのままSDGs未来都市計画の2025年度の目標値として設定したことで、2021年度の創業件数の実績よりも低い形式的な目標となり、成功に向けての動機づけとはならない目標に陥っている。今後、「あるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するときは、経済状況等の要因により創業件数に一定の変動が見られるとしても、過去の実績値を踏まえて、将来の目標を適宜修正し、目標に向かって導くような指針となるようにしなければならない。	●		○		福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	企画政策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
11	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ⑥ 【意見】市民一人当たりの分配所得のゴールは、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。	市民一人当たりの分配所得の指標は、2019年度の実績値が2,978千円、2025年度のゴールが3,039千円となっており、2％程度の増加となっている。この2025年度のゴールの設定にあたって、インフレを加味したものであるかどうかを担当課にヒアリングしたところ、「リーマンショック前の水準（2007年）を目標としている。現在のインフレは加味していない。」との回答を得た。これは、2019年以降の物価変動を考慮しておらず、2025年度の所得額は2019年度の物価水準で表示されていることを意味する。総務省統計局の2020年基準消費者物価指数（令和5年9月分）によると、総合指数は2020年を100として106.2（前年同月比は3.0％の上昇）、生鮮食品を除く総合指数は105.7（前年同月比は2.8％の上昇）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.4（前年同月比は4.2％の上昇）であり、SDGs未来都市計画策定時の令和5年8月では大きくインフレが起きている状況である。このような状況のなか、現在のインフレを加味せずに市民一人当たりの分配所得をゴールとして設定することは現在の社会情勢を反映したものではなく、形式的なゴールとなる。実際に2025年度において、所得が3,039千円に達したとしても、2019年度から2025年度にかけて物価は変動しているので、そのときの所得額は物価の変動を取り除いた実質所得額で評価しなければならない。今後、市民一人当たりの分配所得のゴールを設定する際は、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。		●			○	福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	企画政策課	2025/3/7	
12	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ⑦ 【意見】環境にやさしいまちづくりにつながるKPIは、ごみの排出量だけでなく、リサイクル率や最終処分量等も考慮する必要がある。	環境にやさしいまちづくりにつながるKPIとして、「ごみの排出量」と「環境講座参加者数」が設定されている。脱炭素・循環型社会の構築に向けて「ごみの排出量」は重要な指標であるが、それだけでは十分でなく「リサイクル率」及び「最終処分量」も重要なKPIである。市の一般廃棄物処理基本計画では、「一般廃棄物の排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標について目標値を設定している。「ごみの排出量」だけがKPIとして設定されているのは、福山みらい創造ビジョンに掲げるKPIを抽出して設定していることに起因する。脱炭素・循環型社会の構築に向けて、より実効性あるKPIにするために、一般廃棄物処理基本計画と同様に「リサイクル率」及び「最終処分量」についてもKPIを設定する必要がある。		●			○	福山市SDGs未来都市計画は、内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ、2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。	環境総務課 企画政策課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
13	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ⑧ 【意見】事業者から排出される廃棄物についてもKPIの設定を検討することが望ましい。		●					○	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等の計画や、その実施状況について、本市に報告する義務があり、これらの内容は、本市のホームページにおいて公開している。 このように、産業廃棄物の排出量の大半を占める多量排出事業者に対しては、自主的な減量化等の取組が義務付けられているため、本市独自のKPIの設定は行っていない。 なお、市に処理責任のある事業系一般廃棄物については、引き続き、2023年（令和5年）に策定したSDGs未来都市計画のKPI達成に向け、福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、多量に排出する事業者から減量計画書の提出を受け、立入等を実施する中で、排出量の削減を含めた廃棄物の適正処理について指導している。	廃棄物対策課	2025/3/7
14	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画 ⑨ 【意見】再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減について、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。		●					○	第二次福山市環境基本計画（第2期計画）において、密接に関連している二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギー導入の目標については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を踏まえ、国の削減目標や関連する計画などと整合を図った算定としている。 これらの目標達成に向けては、市民、事業者、行政が一体となって、環境基本計画に基づいた様々な取組を推進し、温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入容量などを分析する中で、カーボンニュートラルの実現に向け、効果的な施策を構築していく。	環境総務課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15				
15	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進 ① 【指摘】SDGs推進会議を開催し、福山市の重要施策を協議・決定していく必要がある。	2023年（令和5年）8月に策定されたSDGs未来都市計画では、「全部局の局長で構成する「SDGs推進会議」において、福山市の重要施策を協議・決定している。」という記述がある。しかし、担当課にヒアリングを行った令和5年11月時点では、「SDGs推進会議」は活発に開催されている状況にない。 「2030年（令和12年）のあるべき姿」の実現に向けては、市長のリーダーシップの下、企画財政局が全体統括を担いつつ、SDGs推進会議を中心とした部局横断的な連携により、SDGs関連施策を推進する必要がある。未来都市の提案内容である「福山版サーキュラーエコノミー」の実現に向けたデジタルプラットフォームの構築など一つの部署だけでは課題解決が難しい重要施策の協議のためにSDGs未来都市計画に記載の「SDGs推進会議」を開催していく必要がある。	●		○				2024年（令和6年）5月21日に「SDGs推進会議」を開催し、今年度の取組について議論した。また、同年7月23日にも、昨年度のSDGs推進の取組の実績等について報告するため開催した。今後も適宜会議を開催していく予定である。	企画政策課	2024/9/27	
16	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進 ② 【意見】SDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。	福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」においてSDGsの推進を掲げ、SDGs未来都市計画を策定するなど、SDGsに関連する業務が増加している。このような状況のなか、企画財政局企画政策部企画政策課が全体統括を担いつつ、SDGs関連施策を推進することは大きな負担となる。現状ではSDGsの推進については企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容に直接的には列挙されていない。 令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、地方自治体の体制づくりとして、部局を横断する推進組織を設置すること、執行体制の整備を推進することを掲げている。実際に先進的な他自治体ではSDGsを推進するための専門部署を設置して、SDGsの普及啓発を積極的に行っている。「福山みらい創造ビジョン」に記載のとおり、「地域や企業にSDGsの理念を浸透させ、多様な主体との創意工夫の下、新たな価値が創造される持続可能なまちづくりを進めていく」にあたって、これまで以上のSDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。	●		○				本市では、2023年（令和5年）5月に「SDGs未来都市」に選定され、同年8月に「福山市SDGs未来都市計画」を策定した。今後、本市の2030年（令和12年）のあるべき姿である“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」”の実現に向け、SDGsに係る取組を推進していく体制として、2024年度（令和6年度）の組織改正において、企画財政局企画政策部企画政策課にSDGs未来都市担当課長及びSDGs推進担当を配置し、同課の事務分掌に「SDGsの推進に関すること。」を追加した。	総務課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置 予定	検討 中	措置 しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15				
17	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進 ③ 【意見】 庁内職員向けセミナーの参加者を増やして庁内全体でSDGsを推進していくことが大切である。	「福山みらい創造ビジョン」に記載のSDGsの基本的考え方である「誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、コロナ禍で懸念される格差拡大の抑制を図るとともに、地域において人の交流が活発で、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の構築に取り組みます。」という内容は、庁内の特定の部署に限定したのではなく全庁的に関連する内容である。 庁内職員向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が111名、令和4年度が120名であり参加者の中心は若手職員である。令和4年度の福山市職員数は4,000人超であることからすると、令和3年度と令和4年度ともに3%程度の職員がセミナーに参加したことになる。全庁的に重要なテーマであるSDGsの啓発に関するセミナーには、より多くの参加が望まれる。また、これまでの参加者の中心は若手職員であったが、SDGsの考え方はあらゆる年齢のすべての人々に関係するものであり、ベテラン職員の積極的な参加が望まれる。		●	○				2023年度（令和5年度）は、次のとおり庁内職員向けの研修を行った。 ・2023年（令和5年）12月20日に、福山市立大学の上別府教授によるSDGsに関するワークショップを職員向けに開催した（参加者23名）。 ・2024年（令和6年）2月5日に、副市長を含む幹部職員を対象に研修を実施した（参加者21名）。 ・2024年（令和6年）2月14日～3月4日に、一般職員向けの研修を動画配信にて実施した（参加者1,101名）。 2024年度（令和6年度）は、次のとおり庁内職員向けの研修を行った。 ・2024年（令和6年）7月30日に、SDGsデジタルプラットフォームの活用研修を実施した（参加者30名）。 ・2024年（令和6年）10月11日～31日に、SDGsに関する基礎的な研修を動画配信にて実施した（参加部署67）。 ・2024年（令和6年）12月18日に、福山市立大学の上別府教授によるSDGsに基づく政策形成研修を実施した（参加者24名）。 今後とも、2024年（令和6年）2月14日付けで発出した事務連絡「SDGs推進に向けた取組について（通知）」に基づき、全職員がSDGsを意識して業務にあたることのできるよう研修等を実施する予定である。	企画政策課	2025/3/7	
18	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進 ④ 【意見】 企業向けセミナーの参加者を増やしてSDGsの啓発や企業との連携を強化することが重要である。	SDGsの基本的考え方にパートナーシップがあり、多くのステークホルダーとの連携が不可欠であるなか、SDGs推進にあたって企業との協働は重要である。しかし、これまでは市と企業が連携する機会が必ずしも多かったとはいえない。令和5年度中に構築予定の「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」において、各企業のグリーンな先進事例や優良事例の情報発信のほか、セミナーや異業種交流会の開催、新たな商品開発・技術開発につながるプロジェクトの創出を行うことが期待されているところである。 企業向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が55名、令和4年度が57名、令和5年度が19名であり参加者の増加には至っていない。令和5年度のセミナー参加者が減少しているのはワーク形式のセミナーであり、セミナーのレベルが一段階上がったことに起因する。今後は福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けたデジタルプラットフォームを構築するなかで、ますますの官民連携の強化が期待されるなか、企業向けのセミナーの参加者を増やしていくことが重要である。		●	○				2023年度（令和5年度）に官民連携で構築した「グリーンな企業プラットフォーム」により、SDGsの考え方を含む企業向けシンポジウムを2024年度（令和6年度）9月に開催し、約60人の参加があり参加者も増えている。さらに、2025年1月にセミナーを、2月にシンポジウムを開催するなど、引き続きグリーンな取組を通じて企業への啓発を図る。	産業振興課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置 済	措置 予定	検討 中	措置 しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15			
19	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 関連費用の予算・決算額 ① 【意見】環境対策費の予算額・決算額について、事業効果を把握することが望ましい。	環境対策費は令和4年度に省エネ家電買替支援補助事業の予算計上により増加しているが、過去11年の予算額と決算額の推移では増加傾向にない。市の予算・決算に関する事項は政策的判断によるものであり、住民の直接選挙により選定された議員による議会での決定事項であることから包括外部監査の直接の監査対象ではない。しかし、環境対策費は環境保全に直結する費用であり、環境にやさしいまちづくりへの対応にあたって代表的な費用であることから、今後も事業効果を十分に把握してることが望ましい。	●	○					環境対策費の施策や事業の実施に当たっては、市民ニーズや社会経済状況、国の動向等を踏まえ、より事業効果の高いものを予算化することとし、決算時には、評価・検証をした上で、次年度の執行等につなげている。省エネ家電買替支援事業については、2024年（令和6年）に福山みらいづくり懇話会において、外部委員による事業評価を行い、その内容について、地方創生特別委員会で議論した。	環境総務課	2025/3/7
20	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 附属機関 ① 【意見】女性の選任率については、30パーセント以上となるよう努めるべきである。	市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めるものとする。「女性の選任率については、男女の数が均衡するよう努めるものとするが、当面、30パーセント以上となるよう努める。」と規定されている。 女性の選任率については、30パーセント未満の監査対象経済部附属機関等は7機関、監査対象環境部附属機関等は1機関であった。 持続可能な開発目標の17ゴールのうちの一つに「ジェンダー」があり、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う」とある。また、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、国でも審議会等の女性委員の割合について30パーセントを達成することを目指している。「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に引き続き努める必要がある。	●	○					【ふくやまブランド農産物推進協議会】 2024年度（令和6年度）の依頼時に、女性委員の積極的な選任を依頼している。 【福山市園芸センター運営委員会】 2024年度（令和6年度） 委員の総数11名（女性委員5名） 女性委員の割合45.5% 女性選任率は30%以上を達成している。 【福山市地球温暖化対策協議会】 協議会委員の推薦にあたっては女性委員の積極的な選任を依頼している。現協議会委員については、2024年（令和6年）8月に選任を依頼した際、女性委員の積極的な推薦を依頼した。	農業振興課 環境総務課	2025/3/7
				○					【福山地方卸売市場流通対策協議会】 2025年（令和7年）7月31日の任期満了に伴う各団体への次期委員推薦依頼に当たり女性の参画拡大を図ることへの協力を依頼した。	農林水産課	2025/9/26
				○					(措置予定) 【福山市地産地消推進協議会】 2026年度（令和8年度）の依頼時に、女性委員の積極的な選任を依頼する予定である。	農林水産課	2025/9/26
								○	【福山市大規模小売店舗立地審査委員会議】 【福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議】 【福山市農業振興地域整備促進協議会】 関係する機関の代表者で構成されていることから、任意に女性委員の選任を進めることが難しい状況である。	産業振興課 農業振興課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）		区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置 済	措置 中・ 予定	検討 中	措置 しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15			
21	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 附属機関 ② 【指摘】 市民公募委員を募集し、市民の多様な意見を市政に反映させなければならない。	監査対象の経済部附属機関では全ての附属機関において市民公募委員は無であり、監査対象の環境部附属機関では「福山市廃棄物減量等推進審議会」のみが市民公募委員について有となっている。 「福山みらい創造ビジョン」では、市政運営の基本は「現場主義の徹底」という運営方針のもと、「市民の声を政策に反映」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、「共創」というテーマのもと、「まちづくりの主役である市民一人一人が活躍できる環境づくりや市民の声を政策立案に生かす取組を行います。」とある。 市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「市民参加の促進と広く市民意見を反映するために、公募による委員の選任に努めるものとする。」と規定されている。 専門的な知識を必要とする場合等の特段の事情があれば、市民公募委員を募集しない合理的な理由があるといえる。しかし、そのような特段の事業がない場合には、「福山みらい創造ビジョン」及び「附属機関等の設置等に関する指針」にあるように市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の知恵と力を活かしていく市民参加型行政を進めるために市民公募委員を募集するべきである。	●		○			【福山市大規模小売店舗立地審査委員】 専門の見地から意見をいただく必要があるため、警察署の交通課長など関係機関の役職者や、専門的知識を有する大学などに委嘱しており、市民公募委員は募集していないが、大規模小売店舗を立地するにあたり公告・縦覧を行うとともに、審査委員会を行う前に、事業者が住民説明会を実施し、住民意見を反映するよう努めている。	産業振興課	2025/3/7	
								【福山市地産地消推進協議会】 【ふくやまブランド農産物推進協議会】 農産物の生産、流通、消費の関係者と行政が相互に協力しながら事業を推進することを目的として設置されている。事業の推進に係る組織、団体や有識者で構成されており、公募委員の選任は困難と考える。 市民からの意見は、アンケートなどにより広く収集、集約した上で協議会に諮り、事業へ反映する。 【福山市園芸センター運営委員会】 施設の設置目的に沿った専門的な意見を求める場となっている。市民の組織及び関係機関から委員の推薦、選出を頂き、それぞれの立場から専門性の高い意見を頂いている。公募委員は、専任の際の専門性の確保に課題があり、知見や専門性を有する組織等からの推薦等による構成が適当と判断している。 市民からの意見は、アンケートなどにより広く収集、集約したうえで委員会に諮り、事業へ反映する。 【福山市環境審議会】 審議会の委員は、条例により「学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。」と定めている。市民の代表である市議会議員や市民団体の役員を委員として委嘱することで、多様な意見を環境施策に反映させている。	農林水産課 農業振興課 環境総務課 廃棄物対策課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15				
									【福山市地球温暖化対策協議会】 温室効果ガスの排出抑制に関する緩和策や適応策、脱炭素化の促進に関する事項について意見を述べてもらうことを目的としており、専門的分野の知見や経験に基づく議論が必要のため、市民公募委員は募集していない。 なお、環境基本計画の策定時には、アンケート調査やパブリックコメントにより市民の意見を聞き、必要な事項は計画に反映している。 【福山市路上喫煙防止対策協議会】 本協議会の委員は、学識経験者や専門的知識を有する福山市医師会のほか、市民団体や大学生から選出するなど、様々な意見を反映できる委員で構成している。また、委員は団体等の立場だけでなく、個人による自由な意見もいただきながら協議を進めている。 現状においても、市民目線での意見は十分に聴取できていることから、今後も現行体制を基本に、委員の選出を行うこととする。			
									【福山地方卸売市場流通対策協議会】 審議される内容が地方卸売市場における生鮮食料品等の流通に関することであって専門的な分野や経験が必要な審議内容であることから、市民公募委員を募集していない。 ○【福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議】 【福山市農業振興地域整備促進協議会】 審議される内容が個人に直接影響することから公募委員が審議するのに適さないと考える。専門的な分野や経験が必要な審議内容であることから、市民公募委員を募集していない。	農林水産課 農業振興課	2025/3/7	
22	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金 ① 【意見】補助金の適正化推進のため、ガイドラインの作成を検討するべきである。	補助金は直接的な反対給付を伴わない支出であり、公益上の必要性から不特定多数の利益の増進に寄与することが求められており、その効果に対しては市民の理解が得られるものでなければならない。 市では今後財政が厳しくなることが予想されるなか、補助金について定期的に検証及び見直しを行っていく必要があり、補助基準の明確化や公平性の担保を図っていくことで、市民への説明を果たさなければならない。 市では補助金交付規則により、補助金交付に必要な事項が定めてあり、補助金交付事務を適正に行っていくことは当然のことである。しかし、補助金のガイドラインはなく、市としての補助金に対する統一的な考え方が明確になっていない。補助金の公益性・公平性を確保し、適正化を推進していくために補助金のガイドラインの作成を検討するべきである。		●	○				補助金に対する統一的な考え方を明確にするとともに、検証・見直しを継続的に実施することで補助金の適正化を図っていくため、補助金適正化ガイドラインを策定し、2025年（令和7年）3月21日に福山市ホームページで公表した。	財政課	2025/4/30	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15					
23	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金 ② 【指摘】補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。	補助金は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。 補助金の要綱がないまま補助金を交付する場合、支給の根拠、趣旨及び目的等が明確でない状態で補助金を交付するおそれがある。この場合、補助金交付の趣旨が公平で公益であるかどうかを慎重に吟味されない可能性がある。仮に市民全体の利益にならず、特定の団体等に利益を図る目的で補助金交付が行われるとすれば問題である。 監査対象の環境部補助金では全て補助金の要綱が作成されていた一方で、経済部補助金では団体への補助金等で要綱が作成されていなかった。経済部では補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。	●		○				指摘のあった経済部の補助金について交付要綱を策定し、2024年（令和6年）7月に、経済部・環境部の全ての補助金について交付要綱策定済みであることを確認した。 なお、全庁の補助金交付要綱の策定状況を調査し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明記した要綱の整備に取り組んでいる。	経済総務課 財政課	2024/9/27		
24	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金 ③ 【意見】補助金の効果について、事前の予測及び事後の検証を十分に行う必要がある。	補助金の支出が効果的に行われていれば、経済活性化や環境保全に有効な対策となる。しかし、補助金は長年にわたり特定の団体等に交付され続けることによって既得権益化しやすい一面があり、この場合交付団体の自立化をかねて遠ざけることになるおそれがある。このため、補助金交付を行うことでどのような効果が見込まれるのかを事前に十分に予測することが大切であり、補助金交付後においては予測されていた効果が実現できたかどうか検証することが必要である。 経済部と環境部の補助金について確認したところ、長年補助金が定額の渡し切りで支払われており、補助金の効果の検証が十分に行われていないため、補助金の効果の事前の予測及び事後の検証が適切に行われるよう、今後の改善が望まれる。 本来は、補助金交付団体の財務状況が良好で自主財源だけでも活動を行っていくことが可能であれば、市の補助金交付の必要はないと思われる。そのためには補助金交付の際に決算書や収支報告を入手して、詳細な実績報告を精査しなければならない。仮に団体の財務状況が良好でなく補助の必要性があったとしても、補助金は必要最小限にとどめるべきであり、団体が補助金に依存することがないように常に検証していくべきである。	●		○				経済部の所管する指摘の補助金について、2024年（令和6年）7月からの令和7年度予算編成において、引き続き予算を要求する全ての補助金について、事後（これまで）の検証を行った上で、事前の予測として、成果指標の設定を行った。また、新たに予算を要求する補助金についても、同様に成果指標の設定を行った。 環境部においては、長年補助金が定額の渡し切りで支払われた事案について該当はなく、補助金額は実績に基づき交付決定している。	経済総務課 環境総務課	2025/3/7		

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
25	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約） ① 【意見】随意契約の見直しのためガイドラインの作成を検討することが望ましい。		●				○	地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを再認識する必要がある。随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要があるが、既存ハンドブックにおいて、ガイドラインに相当する内容の「随意契約の意義」、「随意契約の要件」等が既に記載してあるため、ガイドラインの策定は行わない。	建設政策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
26	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約） ② 【意見】随意契約の結果について積極的に公表することを検討する必要がある。 契約担当課へ確認したところ、特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）及び随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事について、結果が公表される。特定随意契約は市のホームページで公表しているが、250万円を超える工事の公表の内容はホームページではなく、市の市政情報室において紙ベースで公表されるのみである。その他の随意契約については、法令で定まっていないため、公表はしていない。 市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」における市政運営の基本に「情報発信」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、行政のデジタル化として「市民の利便性の向上やサービスの充実、行政内部事務の効率化・スマート化の実現のため、デジタル技術の積極的な活用による行政のデジタル化を進める」とある。デジタル技術の発達により、随意契約の結果をホームページで公表することは以前よりも容易になっている。 福山市が競争性・公平性・透明性の確保の向上に努めていくのであれば、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、積極的にホームページ上で一定価格を超える随意契約の結果を公表することを検討する必要がある。		●	○				本市においては、随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事の契約の内容について、市政情報室及び建設政策課契約担当窓口で紙ベースで公表しているが、競争性・公平性・透明性の確保のさらなる向上のため、2024年度（令和6年度）からは、随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事についてもホームページでの公表を実施している。	建設政策課	2025/3/7	
27	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約） ③ 【意見】重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。 市では通常の随意契約において、契約の相手方の決算書等を入手するような定めはなく、重点政策に関する事業や高額契約の事業でも契約の相手方の経営状況を把握していない契約が多く存在した。方が一、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業がストップすると、市民や関係者をはじめとするステークホルダーへの影響が大きい。広島県では学校給食会社の破産により、学校給食の提供が突然ストップした問題を受けて、価格だけでなく経営状況を踏まえて業者を選定する方針を決めた。 今後は、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は、委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。		●	○				本市の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格認定の申請時には、経営状況や納税状況を審査し同審査を経た者を登録業者としている。また、2024年（令和6年）11月に「福山市委託契約事務の手引」に契約相手方の経営状況を審査する旨を定め、登録業者以外の者を対象として、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業の委託先を決める場合においても、経営状況の審査について決算書類等の提出を求め確認することとしている。	建設政策課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
28	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約） ④ 【意見】プロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。	経済部と環境部の契約を確認したところ、プロポーザル方式で多くの業務委託を行っていた。プロポーザルの評価委員会の構成については、福山市職員のみで構成されており、外部委員を取り入れていない契約が多数存在した。プロポーザルの評価委員会は外部委員を取り入れることで、公正性・透明性及び客観性が担保されるものであり、福山市職員のみでプロポーザルの評価委員会を構成しているとすれば、外部の公正な意見が反映されているような状況にない。 市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」では、「市政運営の基盤づくり」の「組織の総合力の強化」として、「多様な行政課題に果敢に挑戦し、多様な行政課題に果敢に挑戦し、情勢の変化に対応できる職員を育成するとともに、強化すべき分野に外部の専門人材を活用する」とある。また、「市政運営の基盤づくり」の「連携」では、「備後圏域の中核都市として、圏域内の市町や産学金官民との連携により、圏域の一体的な発展をけん引する」とある。 令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、「地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決をより一層推進することが期待されている」とあるように、地方自治体が外部のステークホルダーと連携することがますます必要になっている。 「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めるように記載されている。プロポーザル方式の外部委員としては、学識経験者や専門的な知識を有する者等が想定され、評価の客観性や専門的な見地から公正な立場で審査することが期待される。今後はプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。	●	○				（産業振興課）2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、受注者の特定を決定する際に、公平性・透明性を確保する目的から、審査会に外部委員を取り入れた。 （「備中備後ジャパンデニムプロジェクトPR事業業務委託」のプロポーザル方式の審査を9/10に実施済み） （農林水産課・農業振興課）2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、受注者の特定を決定する際に透明性を確保する目的から市職員以外の者（専門的な知識を有する者）からの意見を参考に実施した。 （「道の駅アリストめまぐの再整備検討に係る調査等業務委託」のプロポーザル方式の審査を4/30に実施し、観光コンベンション協会事務局長を審査に加えて意見を聴取した。「備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェス企画・運営業務委託」はプロポーザル方式の審査を7/22に実施し、福山商工会議所の産業係長を審査に加えて意見を聴取した。） （環境部）プロポーザル方式による業務委託を行う場合は、適切な意思決定ができるよう、2025年度（令和7年度）からは、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めることとした。	産業振興課 農林水産課 農業振興課 環境総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
29	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約） ⑤ 【指摘】 プロポーザル方式を実施する場合、議事録を残す必要がある。		●		○				2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき議事録を作成し審査の過程の記録を残している。業者選定における公平性・透明性を引き続き確保する。	産業振興課 農林水産課 農業振興課 環境総務課	2025/3/7
30	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-1 福山市産業振興アクションプラン ① 【意見】 新規計画を策定する際には、前期計画や施策について事後評価を行い、新規計画に反映させるべきである。		●		○				（措置予定）2025年度（令和7年度）に第2期福山市産業振興アクションプランを策定する際に、現計画の評価を行い、新計画に反映させた上で公表する。	産業振興課	2025/9/26

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
31	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-1 福山市産業振興アクションプラン ② 【意見】計画の推進体制を明確にしたうえで、計画の進行管理を記録し保存すべきである。		●	○				2025年（令和7年）1月に福山市産業振興アクションプランを修正し、計画の推進体制を明確にするとともに、計画の進捗状況として、これまでの取組の実績を追記し公表した。	産業振興課	2025/9/26	
32	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業 ① 【指摘】業務委託契約時において、受託者の計算書類等を入手し、財務状況等について確認すべきである。		●	○				2024年度（令和6年度）の業務委託契約を締結するに当たり、受託先の財務状況を確認したところであり、今後も定期的に財務状況を確認することとする。	産業振興課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
33	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業 ② 【意見】業務委託契約は、一者随意契約の形式が採用されているが、長期的に安定して運営するとう視点で契約方法を検討していただきたい。		●	○				福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizの運営業務委託について、2025年（令和7年）2月から3月までの間、公募型プロポーザルを実施し、安定的に質の高いサービスを提供する受注者候補者を特定した上で、同年4月に契約を締結した。	産業振興課	2025/9/26	
34	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業 ③ 【意見】市の事務を業務委託した場合における許可等に関する考え方について、統一した運用をする必要がある。		●	○				市が発注する業務委託について、契約書又は仕様書等において委託業者の業務実施場所として具体的な行政財産の場所が明示されている場合は、2025年（令和7年）3月31日付け事務連絡「業務委託の実施場所として行政財産を使用させる場合における目的外使用許可等に関する考え方について（通知）」において、行政財産の使用許可及び使用料納付を不要とするよう通知した。なお、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業については、2024年度（令和6年度）から業務委託契約書に業務実施場所を明記した。	資産活用課 産業振興課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
35	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業 ① 【意見】補助金の趣旨や補助率等の条件を明確にしたうえで、補助金の効果を評価する必要がある。		●	○				2024年度（令和6年度）に趣旨、補助対象事業・経費等を規定した補助金交付要綱を策定した。個々の事業の評価については、事業完了後の事業報告書の提出を受け、2025年（令和7年）4月に、過去の実績等を踏まえながら実施した。	産業振興課	2025/9/26	
36	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業 ② 【意見】出資団体に対する市の関与方針を策定する必要がある。		●				○	出資団体については、団体毎に求められる役割や機能、事業内容、規模等が異なるため、統一的な基準の策定は困難であり、引き続き、所管課において、各団体の目的に応じた本市が求める事業成果が出ているかを確認する中で、必要な指導監督を行っていく。	総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
37	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業 ③ 【指摘】地場産業振興センターの今後の在り方について検討する必要がある。	●			○			（措置中）2025年度（令和7年度）において、一般財団法人備後地域地場産業振興センターと今後の在り方を検討している。	産業振興課	2025/9/26	
38	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-4 中心市街地活性化事業費補助事業 ① 【意見】補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確にし、補助金の効果を把握する必要がある。	●		○				2024年度（令和6年度）、補助金の目的等を規定した中心市街地活性化事業費補助金交付要綱を作成した。	産業振興課	2024/9/27	
39	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-4 中心市街地活性化事業費補助事業 ② 【意見】同様の趣旨の補助事業は統廃合の検討が必要であり、商店街が競争力をつけるためには本当に必要な事業に予算を集中すべきである。	●		○				中心市街地活性化事業費補助金については、2024年度（令和6年度）に補助金要綱を作成し、趣旨や算定根拠等を明確にした。この補助金は、中心市街地全体の活性化を目的とするものであり、個々の商店街の魅力の増進と賑わい創出を目的とする商店街活力向上事業費補助金とは、趣旨が異なっており、それぞれの事業として実施する必要があると考えている。	産業振興課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
40	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業 ① 【指摘】補助対象者が補助要件を充足していることを確認した資料を指定されたファイルに保存する必要がある。	●		○				補助金交付申請時に提出を求めている構成員名簿及び定款、会則、規約等の書類については、2024年（令和6年）1月に指定ファイルに保存した。	産業振興課	2024/9/27	
41	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業 ② 【指摘】補助金にかかる消費税の取り扱いを規則や要綱等に規定する必要がある。	●		○				2024年度（令和6年度）、補助金交付要綱を改訂し、消費税額等の取扱いを規定した。	産業振興課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
42	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業 ③ 【意見】 交付申請の合計額が予算を超えている場合の交付金額の決定方法について、検討の余地がある と考える。		●	○				2024年（令和6年）4月に、補助金交付要綱を改訂し、交付申請の合計額が予算超過した場合、各申請者の補助申請額を一定の割合で乗じ、予算の範囲内で交付決定するものとして規定した。 また、上記に基づき補助申請額を一定の割合で乗じたうえで交付決定を行い、後日事業計画の変更により補助対象経費が減額となった場合は、交付決定時と同様の方法により補助額を算出するものとして規定した。 補助対象事業の選定方法については、要綱に規定したとおり、商店街活性化の事業目的に沿うものについて選定する。	産業振興課	2024/9/27	
43	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-6 中小企業等SDGs推進事業補助事業 ① 【意見】 SDGs認定事業者であることを補助対象事業者の要件とする とも考えられるのではないかと。		●	○				2023年度（令和5年度）「環境への配慮」「女性・障がい者・高齢者等の雇用促進」「働きやすい職場環境の整備」といった、社会や人にやさしい取組を行う、グリーンな企業チャレンジ宣言制度を創設した。本制度は福山市SDGs推進宣言を兼ねたものであり、当該補助金の交付要件として2024年度（令和6年度）から「グリーンな企業チャレンジ宣言を申請している者」を追加した。	産業振興課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
44	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業 ① 【意見】商工会議所及び商工会への補助金について、算定根拠を明確にすべきである。	商工会議所及び商工会へ給付している補助金は10年以上金額が変更されておらず、個々の補助対象事業ごとの補助金の算定方法や補助金額が明確になっていなかった。 補助金の金額もしくは補助率は、適切かつ妥当な基準とすべきであるが、補助金の算定根拠が不明確であるため、補助対象事業ごとの補助金額が明確となっておらず、適切かつ妥当な基準かどうかも判定できない。補助金の算定根拠を明確にしていきたい。 また、長年にわたって定額の補助を行っている、外部環境や補助対象自体にも大きな変化があることが想定されるため、補助金額・補助率の妥当性、商工会議所及び商工会の団体間の公平性等の観点で検討を行い、定期的に見直しを行う必要がある。	●	○				2024年度（令和6年度）、対象事業等を規定した補助金交付要綱を作成し、算定根拠を明確にした。	産業振興課	2025/3/7	
45	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業 ② 【意見】神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地について、適正な賃借料に対して補助金を支給すべきである。	神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地にかかる契約書を確認したところ、平成3年に変更契約が交わされて以降、30年以上賃借料が改定されていなかった。神辺町商工会と貸主との間で賃借料の交渉はされているとのことであるが、賃貸されている市有地と民有地の固定資産税評価額の坪単価が同額と仮定すると、普通財産貸付要領に従って算出した賃付料の1.5倍以上の賃料を支払っていることになる。 平成3年頃は地価相場がピークとなっていた時期であり、現在の地価相場は大きく下落している。賃借料の補助を行うのであれば、適正な賃料に対して補助金を支給すべきと考える。神辺町商工会に改めて賃借料の改定を実施することを促し、補助金の算定根拠を明確にしたうえで、適正な賃料に対して補助金を支給すべきであると考えます。	●	○				神辺商工文化センター運営費補助については、2024年度（令和6年度）、補助金の趣旨、対象事業等を規定した補助金交付要綱を作成し、算定根拠を明確にした。賃借料については、近隣の駐車場料金を参考に適正であることを確認した。	産業振興課	2025/3/7	
46	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業 ③ 【意見】神辺商工文化センターに対する補助金の必要性について、神辺商工文化センターの在り方も含めて再度検討していただきたい。	神辺商工文化センターの令和4年度の決算書を確認すると、収入は会館使用料が主なので、収入の約4分の1が市と商工会の補助金であった。一方経費は、主に水道光熱費や家屋費など会館の運営にかかる経費と土地賃借料であった。つまり当補助金は、神辺町商工会の会館事業に対する補助である。他の商工会には同様の補助金は支給されていない。 平成18年に神辺町と合併してから、当時実施されていた補助事業を引き継いでいる経緯は理解できるが、合併してから20年近く経過していることから、当補助金の必要性について検討していただきたい。また、相場よりも高額な民地の賃借料を長年払い続けている現状も考慮し、神辺商工文化センターの在り方についても商工会と交渉を続けていただきたい。	●	○				神辺商工文化センターは、現在も地域の商工業者の会議や研修、イベントなどに広く利用されているとともに、広島県商工会連合会東部支所等の事務所として使用されており、商工業の振興や地域経済の活性化に寄与している。 そのため、補助金の必要性があると判断しているが、センターの在り方については、これまで2024年（令和6年）9月、12月、2025年（令和7年）6月に神辺町商工会と協議しており、引き続き、社会情勢の変化にも留意しつつ、協議する。	産業振興課	2025/9/26	
47	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-8 旧福山産業会館 ① 【指摘】行政財産の使用料減免理由について、明確化すべきである。	市の行政財産である旧福山産業会館をシルバー人材センターに無償で使用させていることについて、担当課にヒアリングしたところ、福山市行政財産の使用料に関する条例第6条第1項が根拠との回答を得たが、当該使用料を減免することができるケースとして規定されている同項第1号～第4号のどれにも該当していなかった。 旧福山産業会館を同条例第6項第5号（その他市長が特別の理由があると認めたとき。）を根拠として無償で使用するのであれば、特別な理由を明示して、適切な手続きをとる必要がある。	●	○				使用料の減免に当たっては、高齢者の雇用の安定に関する法律により設立された公益法人であることを理由として、福山市行政財産の使用料に関する条例第6条第1項第5号の規定により減免を行うこととした。また、上記理由は行政財産目的外使用許可に係る起案に明記することとし、2024年度（令和6年度）分の使用許可に係る起案から記載している。	産業振興課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置 済	措置 中・ 予定	検 討 中	措置 しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
48	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-8 旧福山産業会館 ② 【意見】旧福山産業会館にかかる経費について、より適切な費目で予算を計上することを検討していただきたい。		●				○	旧福山産業会館の維持・管理については、産業振興に関する事務を所管する部署が行っており、これまでも適正な予算費目に計上している。	産業振興課	2025/3/7	
49	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策 ① 【指摘】預託金を運用した融資実績を十分に把握し、その事業効果を検証すべきである。	●		○				「融資実績の報告等」については、2024年（令和6年）4月1日に改正又は制定した各融資制度要綱により定め、それに基づき毎年度取り交わす覚書にて定期的に報告を受け、事業効果の検証を行うこととした。 （改正） 福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱 福山市NP0活動支援融資制度要綱 （制定） 福山市住宅建設資金融資制度要綱 福山市労働会館運転資金融資制度要綱 福山市医療生活協同組合運転資金融資制度要綱	産業振興課	2024/9/27	
50	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策 ② 【意見】預託金を適正な金額に見直しをすることを検討する必要がある。また、預託金以外の支援方法についても検討していただきたい。	●		○				本預託金は「福山市勤労者生活安定資金融資」「福山市NP0活動支援融資」「福山市住宅建設資金融資制度」「福山労働会館貸付融資」「福山市医療生活協同組合運転資金融資」に対するもの。 資金が効率的かつ効果的に利用されているかについて検討を行う必要があるという点については、福山市勤労者生活安定資金融資（ローズライフローン）の実績は低調であるものの、住宅資金融資制度の利用は多く、労働金庫融資全体で考えると実績は高い。 予算編成過程で様々な支援方法を検討しており、現状の預託金制度の方が有効であると判断している。	産業振興課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定中・	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
51	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策 ③ 【指摘】住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、条件等を定める必要がある。		●		○			2024年（令和6年）4月1日に全ての融資制度の運用要綱を新たに制定し、融資の性質、融資条件を改めて明文化した。また、毎年度締結する運用方針を定めた覚書についても文面を変更し、協調倍率等の表記を加えた。	産業振興課	2024/9/27	
52	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策 ④ 【指摘】中国労働金庫と合意している覚書の内容と要綱の内容が異なっていた。		●		○			要綱は「必要に応じて報告等を求めることができる」旨の記載に変更し、報告時期等の詳細については毎年度覚書に記載することとした。 なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱を改定した。	産業振興課	2024/9/27	
53	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策 ⑤ 【意見】年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を拠出する処理について、正確な財政状況を市民に開示する観点から検討をする必要があると考える。		●		○			より丁寧な開示方法等について検討し、2024年（令和6年）10月に、勤労者生活安定資金融資制度を案内する本市ホームページに、当該預託に関する会計処理の概要を記載した。	産業振興課	2025/3/7	
54	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-10 障がい者雇用対策費 ① 【意見】奨励金の支給金額に区分を設けることを検討するべきである。		●		○			（措置予定）障がい者雇用奨励金の運用について、前提条件としている、国の特定求職者雇用開発助成金の対象者の区分を参考に、支給金額の区分案を作成し、関係機関に意見をいただいたところである。今後、意見を踏まえて支給金額を決定し、2026年度（令和8年度）から運用開始できるよう、要綱を改定予定である。	産業振興課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 予 定	検 討 中	措 置 し ない			
		20	86	77	12	7	15			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。									
55	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-10 障がい者雇用対策費 ② 【意見】交付対象者の要件として、市税を完納していることを追加すべきである。		●	○				要綱の交付対象に「福山市に納付すべき市税の滞納が無く、市税の納付状況を調査されることに同意する事業主」を追加した。なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市障がい者雇用奨励金交付要綱を改定した。	産業振興課	2024/9/27
56	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-11 女性の働く環境改善補助金 ① 【指摘】補助金の対象経費の条件として自己所有の建物の設備に限ると規定されているが、交付申請の審査時にこの条件を満たすことの確認がなされていなかった。	●		○				2024年度（令和6年度）から、自己所有の建物であることの担保として、登記簿等の提出を求めることとした。なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市女性の働く環境改善補助金交付要綱を改定した。	産業振興課	2024/9/27
57	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-1 備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業 ① 【指摘】保険契約の契約者名が農林水産課長名義となっているが、福山市長の名義で保険契約するべきである。	●		○				2023年度（令和5年度）の賠償責任保険（契約日：2023年（令和5年）10月25日）は保険契約者を福山市長で契約した。なお、2024年度（令和6年度）は、本イベントの委託業務の中で受注者側が賠償責任保険に加入するよう仕様書を変更した。	農林水産課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
58	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-2 生産性向上支援事業費補助 ① 【意見】財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。	● ○						【生産性向上支援事業】 【6次産業化推進・施設整備等事業】 【やりがい農業実践事業】 【産直市生産拡大事業】 【ふくやまブランド農産物推進事業/機械施設整備費】 について、 2025年（令和7年）6月に、福山市文書等取扱規程第41条の規定に基づき、2023年度（令和5年度）までの文書について、保存年限を10年に延長し、導入した農業用機械の耐用年数を超過するまで保存することとした。	農林水産課 農業振興課	2025/9/26	
59	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-2 生産性向上支援事業費補助 ② 【意見】耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。	● ○						耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間の設定については、国や県が独自に処分制限期間を定めている場合など補助金ごとに内容が異なり、全庁的なルールを定めることは困難であることから、これまで同様、個別の補助金交付要綱で設定することにより対応する。	財政課	2025/4/30	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
60	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場） ① 【意見】補助金が現状では定額であるが、補助対象経費のうち〇分の1などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。							市では、市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額（市場運営に係る経費の2分の1に相当する額）として、年間50,000千円前後の補助を継続して行ってきた。 2025年度（令和7年度）から市場において老朽化や高度化する取引ニーズへ対応するための再整備を開始することとなり、再整備事業実施後の市場の安定的な運営を継続して行う為に必要な市の支援内容について検討を行い、「卸売市場再整備支援事業」に変更し、2025年度（令和7年度）から当該補助事業は廃止した。	農林水産課	2025/9/26	
61	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場） ② 【意見】市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。							市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額を算定して、これまで補助金の交付を行ってきた。しかし、事業者の財政状態を確認するための決算書等の資料の提出を求めておらず補助金交付額の妥当性の検討に課題があったため、2024年（令和6年）4月1日に「福山地方卸売市場管理運営費補助金交付要綱」を策定し、補助金の交付申請にあたっては、直近3か年分の決算書を添付することとし、市において事業者の財政状況を十分に査定し、適正な補助金の交付額を決定することとした。	農林水産課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
62	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場） ③ 【意見】民間事業者の売電事業に補助金が充当されないよう再検討すべきである。		●	○				市では、市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額（市場運営に係る経費の2分の1に相当する額）として、年間50,000千円前後の補助を継続して行ってきた。 2025年度（令和7年度）から市場において老朽化や高度化する取引ニーズへ対応するための再整備を開始することとなり、再整備事業実施後の市場の安定的な運営を継続して行う為に必要な市の支援内容について検討を行い、「卸売市場再整備支援事業」に変更し、2025年度（令和7年度）から当該補助事業は廃止した。	農林水産課	2025/9/26	
63	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-4 福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託 ① 【意見】財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。		●	○				福山地方卸売市場財産管理等業務委託の業務内容については、巡回や大雨で被害があった場合の市場関係者及び市への報告など、市場内の市有財産の管理として賃貸借契約の財産の維持保全義務には含むことができない業務を対象としており、引き続き契約締結する必要がある。 2024年（令和6年）分の財産管理等業務委託にあたっては、委託仕様書へ本業務委託の業務内容にある「市場内の市有財産の管理」とは、別途、市と市場が締結した土地等賃貸借契約第6条の維持保全義務及び賃貸借契約と行政財産の使用許可における善良なる管理者の注意義務（民法第400条）の範囲外の管理である旨を明記した。	農林水産課	2024/9/27	
64	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-5 森林公園の維持管理 ① 【意見】森林公園の不動産の権利関係を整理すべきである。		●	○				（措置中）森林公園の現在の状況を把握するため順次、公図・全部事項証明書を取得し、地図の作成を進めている。山林所有者が相続登記がされていないケースがあり、調査が難航している。まずは、土地の範囲やその所有者の確定を2026年（令和8年）末までに完了させる。	農林水産課	2025/3/7	
65	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-5 森林公園の維持管理 ② 【意見】管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。		●	○				（措置中）No. 64と同様に、森林公園の現在の状況を把握するため順次、公図・全部事項証明書を取得し、地図の作成を進めている。山林所有者が相続登記がされていないケースがあり、調査が難航している。まずは、土地の範囲やその所有者の確定を2026年（令和8年）末までに完了させる。	農林水産課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
66	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-6 森林公園の清掃業務 ① 【意見】競争性の向上を確保するため、契約相手の妥当性検証の強化を図るべきである。		●	○				森林公園の清掃業務委託について、事業の競争性の向上の点から、2025年（令和7年）4月1日から見積もり合わせを実施している。	農林水産課	2025/9/26	
67	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-7 森林経営管理等推進（保全対策事業） ① 【意見】事業の効率性経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。		●	○				森林環境譲与税は森林整備や林業者の育成などを目的に創設されたもので、災害に強い森づくり事業は、森林整備による防災・減災のみならず市内の林業事業者の育成を目的に実施しているものである。 本市においては、林業事業者（林業者）が少なく、森林整備においては、市内の森林を熟知し、技術と経験が必要なため、広島県東部森林組合に委託している。 現在、災害に強い森づくり等の森林整備により、安定的な事業量確保に努めているところであり、広島県において実施している林業事業者の募集や研修、経営に関する支援と合わせて林業事業者の増加や技術力の向上を図っているところである。	農林水産課	2025/3/7	
	事業の効率性経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。契約の原則は一般競争入札であり、対象となる事業者が少ないとしても、これを解消しようとする施策を講じるべきである。森林整備に関する教育研修を事業として行うなどして、他業種からの参入を促進することを検討すべきである。 森林施業の合理化に関する基本方針（福山市森林整備計画）でも、「本市は、広葉樹を中心とした天然林群が広範囲を占めているため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。」としている。この基本方針にも沿うものとする。										

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
68	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-8 有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業） ① 【意見】補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。		●	○				鳥獣対策に取り組もうとしている地域団体に緩衝地帯整備事業について、事業実施事例や効果、事業後の継続した森林整備の必要性を説明している。その中で森林整備後の維持管理が課題となっていたため、草刈り機やチェンソーの使い方等の森林整備講習会を実施することで負担感の軽減を図っている。福山市ホームページについては、2025年（令和7年）6月11日に、整備後のイメージを伝えるため前後の写真を掲載し、分かりやすい情報発信に取り組んでいる。	農林水産課	2025/9/26	
69	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-9 漁場環境整備事業 ① 【意見】競争入札及び見積書合わせが行われない委託業務（一者随意契約）について、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより契約の透明性・経済性を確保すべきである。	当該一者随意契約先の委託見積書、市の実施設計書（及び予定価格調書）、契約書がすべて同額となっていた。市は「福山市委託契約事務の手引」に従い、委託先に対して仕様書を公開している。市は別途実施設計書を作成しており、例えば人件費に関しては、国土交通省より公表されている単価に基づき設計しているが、どの単価を利用しているかは当然に委託先に明示されていない。 しかし、委託見積書（詳細内訳はない）は市の実施設計書と一致している。この理由としては、特殊な業務であり、業務の仕様書を作成するにあたって委託先と詳細に打合せをしたことで、委託先にとって設計価格の予想がしやすかったのではないかとのことである。 原則として、随意契約であっても福山市契約規則第43条により、なるべく2人以上の者から見積書を徴すべきである。安易に一者随意契約をすべきではないが、合理的な理由により一者随意契約とせざるを得ない場合も存すると思われる。この場合であっても、契約の透明性、公平性の向上を確保する必要がある。 一者随意契約の業務委託に関する仕様書及び設計書の作成については、随意契約先の見積書や打ち合わせ通りの設計価格になってしまうことが考えられる。仕様書及び設計書は市が主体的に作成すべきである。具体的には、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより適正な予定価格の設定に努めることが考えられる。		●	○			2024年度（令和6年度）の海底耕うん及びかき殻散布業務委託（2024年（令和6年）10月7日契約締結）で、国の積算基準を調査し、適正な予定価格とした。	農林水産課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
70	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-10 農林水産業の事業承継について ① 【意見】農林水産業の事業承継に関する直接的な事業実施を検討すべきである。	令和4年3月福山市農林水産振興ビジョンによれば、福山市の農林水産業のめざす姿は、「農林水産業の稼ぐ力を高め、美しく活力ある農山漁村地域が継承されている」とされている。このめざす姿の実現に向け、「持続可能な土地等の利用計画のもと」「高齢化する農林水産業者を支援しつつ」「次代の担い手に引き継いでいくことで」「稼げる農林水産業を実現する」とされている。 市では、ビジョンに即して様々な取組を行っている。ただ、次代の担い手に引き継いでいくための事業は新規参入者に関する事業が主であり、例えば農地の集約化に係る事業費の支援など既存の農林水産事業者から新規参入者への事業引継ぎに関する直接的具体的な事務事業が実施されていない。人口減少・後継者不在により、様々な産業で事業承継が課題となっている。特に新規就業者数が少ない農林水産業は、市が事業承継に関して積極的に関与する必要性が高く、他の地方自治体の事例を参考に本市の実情に合わせ更なる企画を実施すべきであると考え。例えば、経済産業省東北経済産業局が発行している「自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（第3版2023年4月）に掲げられている農林水産業関連の事例が参考になる。		●	○			事業を継承の受け手となる新規就農者を育成・確保するため就農給付金事業を実施している。 国事業に加え、市単独事業による上乗せを行い新たな人材の確保を図っている。 経営資産等の継承については、JA福山市が2024年度（令和6年度）から施設、土地について、生産者ごとの意向の把握や継承の推進に係る取り組みを開始しており、市も関係機関として継承のマッチングに協力している。 2024年度（令和6年度）、2025年度（令和7年度）は地域の農地等の利用意向調査を行い農地・施設など地域農業の継承について農業者の意向等の把握を進めている。	農林水産課 農業振興課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	77	12	7	15				
71	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ① 【意見】工事費の増額が必要となった場合には、十分に議論のうえ、市民へ情報開示を行うことが重要である。	第2期事業の造成工事に関し、令和3年6月24日の福山市議会において、福山北産業団地第2期造成工事請負契約締結について承認された。鹿島建設・三島産業・駅家工務店による福山北産業団地第2期造成工事共同企業体と、43億3,400万円で契約するという内容であった。議会による承認を経て、開発工事はスタートした。工事期間は令和5年9月29日までを予定していた。 あわせて、公募分譲を実施（公募期間8/2～11/31）、令和4年3月末現在で早くも7社と11区画で立地協定を締結、令和4年度中には全区画が完売となった。ただし、令和5年に1社1区画が辞退し、現在再募集中である。 このような状況下において、工事期間も終盤に差し掛かった令和5年6月に産業団地の整備費が約17億円増額となることが、福山市議会文教経済委員会において報告され、また中国新聞で報道され、市民も知ることとなった。 福山市は、工事を請け負う工事共同企業体と仮契約を結んで工事を進めてきた。しかし、正式な契約変更が必要であり、令和5年6月29日の福山市議会において、契約金額を43億3,400万円から60億4,450万円に契約変更することが承認された。 当初の想定より大量の岩が発生したことや地下の土質などについては、実際に工事を開始してみないと分からないといった理由で工事費が増加したこと、またすでに工事が開始されており、さらに順調に分譲が進み、契約通りに土地の引き渡しをする必要があることから、工事を進めざるを得ない状況にあったことは理解できる。しかし、事業に変更前から工事費が金額にして約17億円、約40％も増加となると、採算は当初とは大きく変わってくる。また、事前の土質調査が適切であったかの検証も必要である。増額に伴う変更契約は福山市と工事業者との交渉で決まるため、変更契約はいわば随意契約に近い性格を持つ。 今回の費用の変更増額分はすでに令和5年度の当初予算に含められていた。実際には令和4年12月頃には変更金額がおおよそ決定していたとのことである。工事着手後に工事金額の増加が見込まれた場合には、タイムリーに議会や市民へ情報開示を行うことが重要であると考え。		●				○	2001年度（平成13年度）から施行されている「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事（予定価格が250万円を超えないものなどを除く。）の契約を締結したときは、遅滞なく、契約の相手方、工事の内容、契約金額などを市政情報室等にて公表している。 また、契約後においても、同法に基づき、契約金額の変更を伴う契約変更した場合の内容、理由などについて、同様に公表し、公共工事の契約等に係る透明性を確保している。	経済総務課	2025/3/7	
72	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ② 【意見】増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。	福山北産業団地第2期事業の工事費のように工事着工後に工事費が増額されるケースは他でも増えているようである。国発注の公共工事でも、着工後に人件費単価や物価の伸びを上回って工事費が増額する事例が頻発している（令和5年12月5日日本経済新聞より）。この記事の中にあるように、想定外の地質や地盤、埋設物に遭遇するケースに備え、用地取得前に地権者の許可を得て地質を調査したり、レーザーを使って非接触で地質を調べたりすればリスクは減らせる。 一般的に造成地が広大になるほど、地質を検証するポイントも広範囲かつ多数抽出する必要があると考えられる。工事着工後に大きな増額となるリスクを軽減するために、事前の地質調査をより強化することが望まれる。近年活用が目玉されているAI（人工知能）の活用も期待できるところである。さらに見積もりの精度を高めるなど、増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。		●				○	福山北産業団地第2期事業における事前の土質調査については、専門事業者の設計に基づき、ボーリング調査及び弾性波探査調査を行ったところである。 事業費の変動リスクの管理を含め、より適切な工事の執行に向けて、2024年（令和6年）9月に一般社団法人広島県土木協会が開催した研修会に参加し、幅広く最新の土木技術や他の事例などの情報を収集した。	経済総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 措置内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
73	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ③ 【指摘】土地売買契約辞退の違約金は早期に授受すべきである。	●		○				今後は土地売買契約締結辞退の申し出があった時点で、違約金徴収期限の協議を行い、相手方への地位取消の通知に合わせて違約金の納期限を通知し、速やかな違約金の納付手続きを行うため、2024年7月に「福山北産業団地第2期事業に係る立地協定の解約に伴う事務マニュアル」を作成した。	経済総務課	2024/9/27	
74	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ④ 【意見】分譲に際し、分譲希望者の財務状況や分譲地利用提案書の内容を精査するとともにその精度を高め、またその過程を記録・保存しておくことが必要である。	●		○				福山北産業団地第2期事業の分譲に当たっては、公募としており、分譲予定者を選考するため、審査会を設置し、(1)分譲資格審査及び(2)提案内容審査を実施した。審査に当たっては、(1)については、暴力団等の排除、事業実施に資する資力の有無、土地利用の法令順守の点について、評価表を用い審査している。(2)については、利用提案審査基準に基づき点数評価を行っている。 資力の有無については、成長性、収益性、償還能力、安全性の観点から、それぞれの項目に関する指標に基づき審査するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の経営自己診断システムの結果を参考とし、評価点化しており、審査基準、評価シート及び審査表は存在している。 本件については、公募後募集のなかった区画を随時募集したものであり、競合する者がいなかったことから、審査に当たっては、当該審査基準並びに評価シートを用い評価化は行ったが、その可否のみ審査表として残り、評価化した結果を残していなかった。 2024年7月に、審査結果に至る評価シートを起案に添付し、土地売買契約書第14条に定める指定期間を経過するまで保存するよう事務手順を定めた。	経済総務課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
75	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ⑤ 【意見】産業団地進出企業の倒産や指定期間満了後の未利用や売却に対する対応策を検討しておくことが必要である。							指定期間満了後に土地及び事業所が売却されても、新たな取得企業が事業を実施し、雇用や納税が期待できるものとする。 一方、企業の慎重な検討にも関わらず、経済情勢の変動により、進出企業が倒産することもあり得るため、その場合は当該企業の清算事務を行った弁護士事務所と協力し、新たな企業へ土地及び建物を売却するため引き合いのある企業を紹介するなどの対策を講じていく。2012年度（平成24年度）から市へ引き合いの相談があった場合は情報をデータベース化しており、これを活用することで当該取組に努める。また、2017年度（平成29年度）に産業振興課がハローワークと福山市雇用対策協定を締結し、年3回WGを開催する等既に連携しており、解雇された従業員の対応についても対応できる体制となっている。	経済総務課	2024/9/27	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
76	第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業 ⑥ 【意見】企業の本社移転・事業所増設などの情報を収集し、分析が必要である。							2023年度（令和5年度）に全国の企業を対象とした企業ニーズ調査を実施し、本市への進出に興味がある企業については、さらに具体的な情報の聞き取りを行うなど、既に県の県内投資促進課と共同で情報収集・分析を行い進出企業のニーズを把握に努めている。 また、2023年度（令和5年度）の企業ニーズ調査のフォロー調査を2024年（令和6年）8月からスタートしている。	経済総務課	2024/9/27	
77	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定 ① 【意見】温室効果ガス削減目標値の設定・進捗評価にあたり、排出量の多い特定企業との個別の協議を継続的に行う必要がある。							温室効果ガスの削減目標の達成に向け、「福山市地球温暖化対策協議会〔2022年（令和4年）8月～〕」や、県主催の「福山港湾湾脱炭素化推進協議会〔2024年（令和6年）1月～〕」において、排出量の多い特定排出事業者とも連携し議論を進めている。今後、効果的な削減の取組や進捗状況を共有する中で、それらを踏まえた新たな施策・事業の展開につなげることとしている。	環境総務課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
78	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定 ② 【指摘】温室効果ガス排出量の集計にあたり、排出事業者の報告漏れがないよう、温対法の規定を理解し、集計結果の確認を十分に行う必要がある。	●		○					温室効果ガス排出量の算定に当たっては、着手前に「温対法」や当該業務の内容を理解し、取り組むべき内容やスケジュールなどを組織で共有した。また、2024年度（令和6年度）の策定においては、体制を強化し、過去のデータと比較しながら、記入漏れや違算がないよう複数人でチェックなどを行った。	環境総務課	2025/3/7
79	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定 ③ 【意見】一般廃棄物の削減目標値の設定にあたり、各種仮定の妥当性に留意し、設定結果が達成可能なものか最終的に吟味し、市民・事業者にとって受け入れやすいメッセージになるよう工夫する必要がある。	●		○					（措置予定）2025年度（令和7年度）に策定予定の一般廃棄物処理基本計画においては、他市の事例や、廃棄物減量等推進審議会などの意見を参考に、市民や事業者にとって分かりやすい目標となるよう設定する。	環境総務課	2025/9/26
80	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定 ④ 【意見】環境部の計画策定業務委託先が偏らないよう、選定プロセスを継続的に見直す必要がある。	●		○					2024年（令和6年）3月に改定した第二次福山市環境基本計画（第2期計画）においては、地方自治法や契約規則等に基づき、公平性や公正性が確保できるよう業者を選定した。	環境総務課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
81	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定 ⑤ 【意見】一般廃棄物処理計画、施設計画の策定に用いる将来人口は、市の上位計画との整合性だけでなく、人口推計の背景や不確実性を踏まえ、現実的で妥当な最善の見積りとする必要がある。		●		○			（措置予定）計画策定の人口推計等については、市の上位計画との整合を図る中で、当該計画に必要な将来人口等を的確に推計する。2025年度（令和7年度）末を目途に行う。	環境総務課	2025/3/7	
82	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費 ① 【意見】ごみ有料化・手数料条例改定に係る検討・判断過程は適切に保管して引継ぎ、社会情勢に適した廃棄物処理手数料の在り方を検討していく必要がある。		●		○			2025年度（令和7年度）予算編成時において、社会経済情勢の変化や負担の公平性、受益者負担の観点等を踏まえ、市民・事業者が負担する手数料について検討し、その内容について保管・引継ぎを行った。	環境総務課	2025/3/7	
83	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費 ② 【意見】ごみ処理に係る原価計算が正しく実施されるよう、計算シートの構成を見直し、計算結果を時系列で比較するなどして、正確な原価計算を行う体制を構築する必要がある。		●		○			廃棄物処理に係る原価計算を正しく実施するため、金額や数量に対する根拠を明記し、その内容を確認した上で入力することとし、2024年（令和6年）6月、シートについても課全体で把握できる内容へと見直しを行った。	廃棄物対策課	2024/9/27	
84	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費 ③ 【意見】非効率な処理委託の見直しに係る議論や検討経緯を文書化して引継ぎ、適時適切な対応がなされる必要がある。		●		○			廃棄物処理委託料については、2024年度（令和6年度）からの焼却施設の集約化と併せ、運搬距離の延長などを総合的に考慮する中で、実態に応じた積算を行った。 また、廃棄物処理体制を検討するに当たっては、環境部内で議論した経緯や内容を残して引き継ぐこととした。	環境総務課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し ない				
		20	86	77	12	7	15				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
85	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費 ④ 【意見】資源ごみの委託費に係る計算方法・調整方法を見直し、より実態に即した原価管理を行う必要がある。		●					○	資源ごみの資源化委託費については、原料価格が乱高下している不安定な状況下ではあるが、価格変動を考慮した原価計算とすることで予算措置において大きな変動は生じていない。 また、受託者にも一定のインセンティブは保たれており選別意欲の向上に繋がっている。 引き続き、原材料及び資源価格の動向を注視していくが、原価計算の整理までには長期を要する見込みである。	環境総務課 廃棄物対策課	2025/9/26
86	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ① 【意見】次期ごみ処理施設を1施設体制にするか複数施設体制にするかの検討について、より丁寧に市民に説明することが望ましい。		●					○	ふくやま環境美化センターについては、国が推奨する広域処理や集約化を踏まえ、有識者の意見も聴く中で基本構想や基本計画を策定したものである。また、契約方法としては、より効率的で民間事業者の持つノウハウを最大限発揮することができるDBO方式を採用したことにより、結果的に多額の経費の削減にもつながり市民負担を軽減している。 また、本事業の実施に当たっては、市議会への報告に加え、地域住民への説明会の開催や広域処理に係る会議の公開など、幅広く市民への説明を行ってきた。 今後の施設整備においても、引き続き、他都市の事例や市民・事業者からの意見も踏まえ、施設の最適化となるよう検討を行い、市民の理解を得られるように努める。	環境総務課	2025/3/7
87	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ② 【意見】他自治体調査の集計結果について十分に検証する必要がある。		●					○	焼却施設の炉数については、2炉構成に比べ3炉構成の方が建設コストが割高となるが、故障時や大規模改修時におけるごみ処理への影響など、運用面でのメリットも含め総合的に判断した結果、3炉構成を採用したものである。 本件は、300t／日以上規模の焼却施設を有する自治体の施設数や施設の炉数の調査の中で、集計に誤りがあったことが判明したものの、3炉構成を採用したことに影響はないものであった。 引き続き、データを集計する際は、誤りがないように十分に確認を行い、市民に正確な情報を伝えるよう努める。	環境総務課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い			
		20	86	77	12	7	15			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。									
88	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ③ 【意見】次期ごみ処理施設の施設費と20年分の運営費の予定価格の算出方法について、より実態に合う算出方法を検討する余地があった。		●				○	施設整備費の予定価格は、新施設の立地条件を踏まえた上で「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（平成18年環境省）」【参考資料1】に基づき、焼却施設メーカーの見積もりに加え、他自治体の焼却施設の工事費や運営費の実績を踏まえ、可能な限り実態に即したものとなるように設定した。 今後の施設整備においても、引き続き、合理的で実態に即した予定価格の算出に努める。	環境総務課	2025/3/7
89	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ④ 【意見】プロポーザル方式によるコンサルタント業者の選定において、評価委員会に外部委員を入れたり議事録や審議過程を残すことで、適切な評価選定を行うよう努められたい。		●		○			プロポーザル方式による業務委託を行う場合は、適切な意思決定ができるよう、2025年度（令和7年度）からは、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、適切な評価選定を行っていく。	環境総務課	2025/3/7
90	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ⑤ 【意見】次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分について、資源化するのではなく、既存埋立地の残余容量の活用を検討する余地があったのではないかと。		●				○	最終処分場については、限りある財産であり将来にわたり残していくべき貴重な財産である。新市埋立地については、次期ごみ処理施設の供用開始に伴って焼却施設が休止した場合、埋立ても終了するものとして、地元と協議してきた経過がある。なお、箕沖埋立地の残余容量は年々減少していることから、次期ごみ処理施設の整備に当たり、焼却灰等を全量再資源化することとしたものである。引き続き、「3Rの推進」の啓発強化によるごみ量の削減などによる最終処分場延命に取り組むこととしている。	環境総務課	2025/3/7

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
91	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設 ⑥ 【意見】次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化について、複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることを検討する余地があったのではない。		●					ふくやま環境美化センターの契約方法については、より効率的で民間事業者の持つノウハウを最大限発揮することができるＤＢＯ方式を採用している。資源化方法については、基本構想や基本計画の中で検討しているが、要求水準の中では処理方式を指定せず、あくまでも業者の判断に委ね提案があったものである。業者選定では、技術面と価格面の両方を評価しており、価格面ではライフサイクルコストの低減も踏まえた評価をしたものである。結果的に多額の経費の削減にもつながり市民負担を軽減している。 資源化に関するリスクについては、「自らの施設で資源化すること」を要求水準に掲げ、業者からは残渣の資源化や運搬の代替企業を確保する内容の提案があった。また、運営業務委託契約書の中で、「自らの費用と責任において処理残渣の引取先を確保する」旨の内容を規定しており、安全面や安定面を担保している。 供用開始後の運営においても、業者との綿密な連携やモニタリングを確実に行う中で、安心・安全かつ安定的に施設運営ができよう取り組んでいく。	環境総務課	2025/3/7	
92	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定 ① 【意見】光化学オキシダント注意報・情報の発令時に、県の措置状況を把握して情報を蓄積し、有事に備える必要がある。		●	○				広島県による排出業者等への協力依頼の状況やその措置状況について、引き続き、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、広島県と情報共有を行い、対応についての経過把握を行う。2024年度（令和6年度）最初のオキシダント情報発令（6月12日福山地区）から広島県の措置状況を共有している。	環境保全課	2024/9/27	
93	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定 ② 【意見】有害大気汚染物質の計測地点の考え方について、市民が適切に理解し、安心できるよう、丁寧に説明する必要がある。		●	○				有害大気汚染物質について、市民が適切に理解でき、安心・安全につながるよう、2024年度（令和6年度）版福山市環境白書（2024年（令和6年）11月公開）から、記載内容を分かりやすいものに変更した。	環境保全課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
94	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定 ③ 【意見】有害大気汚染物質について、効率面を重視し最低限の項目のみ測定するのではなく、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を検討すべきである。		●	○				有害大気汚染物質の測定については、事業者からの排出報告を踏まえる中で、2025年度（令和7年度）から、測定場所及び測定項目を見直し、実施することとした。具体的には、近年、周辺の事業者から対象物質の多量の排出報告がなく、数値も安定している松永小学校での測定を廃止し、新たに沼隈支所において、周辺事業者から多量の排出報告がある「マンガン及びその化合物」と環境基準の設定がある項目（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）について測定を開始した。	環境保全課	2025/9/26	
95	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定 ④ 【意見】機器の不具合による欠測の事実と判断結果について、丁寧に説明するとともに、長期の欠測期間は環境基準に関わらず代替機設置を検討する必要がある。		●	○				環境基準の適合についての判断経緯が分かるよう、有効測定日数の説明を2024年（令和6年）版福山環境白書に追加した。 機器の不具合に伴う代替機については、2025年度（令和7年度）から、約1か月を超える長期の欠測が予想される場合に、設置を検討する方針とし、修繕期間と費用を比較等したうえで決定することとした。	環境保全課	2025/9/26	
96	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定 ⑤ 【意見】大気環境常時監視システムサービスについて、相互に関連する業務を一括して業者決定する方法を検討する必要がある。		●	○				（措置予定）現システムの使用期間が終了し、次期システムを構築する際に、システム使用料・保守点検業務を一括して委託が可能か、業者や他自治体から聞き取りを行っており、現在の委託内容と比較し、より効率的・効果的な委託となるよう検討しており、現システムの使用期間終了後となる2028年度（令和10年度）から実施する予定としている。	環境保全課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）		区分		※			措置等内容	所管課	公表日	
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中				措置しない
			20	86	77	12	7				15
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
97	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-1 塵芥収集処理 ① 【意見】ごみ収集委託費の計算に用いる人件費単価の在り方について、継続的に見直す必要がある。	ごみ収集委託費の人件費単価は、市職員の給与水準を用いているが、想定する人材像や業務内容が異なる中で、同水準の単価を使用することに合理性を見出しにくい。また個人の属性モデルを特定した手当が加算されており、同一労働・同一賃金の風潮に合わない面がある。直営職員の体制や水準が見直されても、委託先の単価前提が見直されない点にも問題があるので、時代や環境の変化に合わせた計算前提の見直しを定期的に行う必要がある。		●	○			一般廃棄物処理の統括責任は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村とされている。その業務を民間等に委託する場合は、業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、相当の経験を有する者とされており、委託料は、その受託業務を遂行するに足りる額とされている。 本市としては、廃棄物処理法や環境省通知（平成20年6月19日付）において、改めて周知された、「収集運搬業務を委託する場合においては、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」の内容に基づき、生活環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等よりも業務の確実な履行を重視した委託料の設定としている。 具体的には、人件費単価の基礎に市職員の給与水準を用いることで、受託者の安定経営の確立や、一般廃棄物処理業務における同一価値労働同一賃金を担保しており、今後も本市の統括的処理責任に基づく、安定的かつ適正な廃棄物処理を継続できるものと考えている。 こういった状況において、本市の収集運搬に係る１トン当たりの委託料は、中核市における平均よりも下回っている状況にある。 なお、2025年度（令和7年度）の予算要求においては、市職員個人の属性モデルを対象とした手当の積算から、職員手当の平均を積算根拠とするよう見直しを行った。	廃棄物対策課	2025/3/7	
98	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-1 塵芥収集処理 ② 【意見】ごみ収集委託費の計算に用いる車両使用年数について、継続的に見直す必要がある。	ごみ収集委託費の車両維持単価は、法定耐用年数の4年を使用しているが、実際の使用年数、他市が用いている年数、環境省による実態調査の半分以上となっている。実態に合わせた算定方法になるよう、継続的に見直す必要がある。		●	○			ごみ収集業務委託契約の車両維持単価に係る車両使用年数について、直営車両の実質使用年数を踏まえ、2025年度（令和7年度）から6年に見直した。	廃棄物対策課	2025/9/26	
99	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-2 し尿収集処理費 ① 【指摘】し尿収集業者に対する補助金や減車措置費の在り方を見直し、し尿収集の安定的な継続と市民負担の適正化の両立を図る必要がある。	し尿収集業者の必要経費が、一般家庭から徴収する手数料では賅えないため、各種補助金や措置費が設けられている。し尿収集業者に対し、長期的な合理化事業計画がないままではなく、し尿収集業者への補償が合特法の趣旨に合致するよう、今後、合理化事業計画策定の検討が求められる。	●				○	2024年（令和6年）9月から審議会を開催し、2025年（令和7年）6月28日現在で、第4回までの審議を終えた。 今後も安定かつ継続的なし尿処理体制の確立に向け、議論を深めていくこととしている。 2025年（令和7年）12月には答申を受け、その後、合理化事業計画を策定していく。	廃棄物対策課	2025/9/26	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15				
100	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費 ① 【意見】実質的に長期に渡る随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務が乖離する場合、委託先と協議した結果を残し、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用する必要がある。		●	○				2024年度（令和6年度）から委託費の計算前提と実際の業務内容との乖離が生じた場合、実際の業務内容に沿った予算見積を行い、変更契約の協議を行うこととしている。また、変更要否に関わらず、協議結果を文書で残している。	環境施設課	2025/3/7	
101	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費 ② 【意見】重要な委託先のコンプライアンス事件に関して、対応状況を確認する必要がある。		●	○				処理施設における業務委託等の受託者のコンプライアンス状況については、違反の確認後に、積極的な聞き取りや、建設政策課契約担当からの情報・受託者のホームページなどでの情報の収集ができる体制とし、随時確認を行える状態にある。	環境施設課	2025/3/7	
102	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費 ③ 【意見】沼隈清掃工場の解体工事を20年に渡り先送りした結果、環境面、財政面で多大な影響を及ぼしている。		●	○				（措置予定）2025年度（令和7年度）中に解体工事の設計を行い、2026年度（令和8年度）から解体工事に着手する予定である。	環境施設課	2025/9/26	
103	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-2 し尿処理費 ① 【意見】汚泥再生処理センターの用務費が15年間固定の契約となっているため、実態に見合ったものになっているか、検討・協議が必要である。		●	○				（措置予定）汚泥再生処理センターの運転管理業務委託の契約（15年間）について受託者と協議し、当該契約の変更はしなくても良いとの結論に至った。当該契約は、2027年度（令和9年度）に終了するため、福山市汚泥再生処理センター長寿命化総合計画等策定業務を委託する中で、2028年度（令和10年度）から新たな長期契約について物価変動にも対応できるよう検討している。	環境施設課	2025/3/7	

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	77	12	7	15			
104	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-2 し尿処理費 ② 【意見】し尿収集・貯留・中継・輸送・処理の体制の長期的な見直しを計画的に行う必要がある。		●	○				し尿の収集・処理等については、少量であっても継続的かつ安定的に行う必要があるため、市民生活に支障が生じない効率的・効果的な処理体制の構築に向けて検討をしている。2025年度（令和7年度）からし尿処理に係る部内協議についての議事録を作成している。	環境施設課 環境総務課	2025/9/26
105	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 6 南部環境センター 6-1 塵芥収集車 ① 【意見】塵芥収集車の車種について、機能面・価格面の比較検討、メリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。		●	○				2025年度（令和7年度）に、プレス式と回転式の購入価格を調査したが、大きな差はなかった。また、機能面では、大型のごみを積み込む能力や収集効率などを考慮した結果、現段階においては、「プレス式」を導入することとした。	南部環境センター	2025/9/26
106	第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 6 南部環境センター 6-1 塵芥収集車 ② 【意見】塵芥収集車の使用年数の方針について、様々な観点から再度検討する必要がある。		●	○				直営の塵芥収集車の更新については、適正な管理のもと耐用年数を超えて使用をしている。しかしながら、経年劣化による修繕費が多額になっていることから、2023年度（令和5年度）に、単年度の更新計画を見直し、従来の4台から5台に変更した。このため、車両を概ね10年間使用することとなり、使用年数を3～7年短縮した。また、2024年度（令和6年度）においては、11年以上を経過した車両の修繕は55件となっており、修繕費や事務負担の軽減に加え、収集担当者の安心・安全の確保等につなげている。	南部環境センター	2025/9/26